

石川県介護施設 I C T ・ I o T 導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、I C T ・ I o T 機器の普及促進を図ることにより、介護従事者の身体的・心理的負担を軽減し、定着促進及び介護の質の向上に資するため、県内の介護事業者が I C T ・ I o T 機器を導入するために必要な経費の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、介護施設 I C T ・ I o T 導入促進事業（以下、「本事業」という。）とは、介護記録機器及び介護ロボットを導入することにより、職場全体で業務改善を図るものをいう。

2 この要綱において、「介護記録機器」及び「介護ロボット」とは、別表1第2欄に掲げる要件を満たすものをいう。

(補助対象等)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業者は、介護保険法による指定又は許可を受け、石川県内で介護保険施設等を運営する事業者のうち別表2に掲げる要件を満たすもののうち、知事が適当と認めるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、別表1第3欄のとおりとする。ただし、次に該当する経費は補助の対象としない。

- (1) 他の補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの
- (2) 既に保有している機器等の廃棄にかかる経費
- (3) 機器の設置にかかる建物の改修費（Wi-Fi環境整備のために必要な配線工事を除く）
- (4) その他本事業として適当と認められない経費

(補助金の交付額等)

第4条 本補助金の交付額は、別表1第5欄に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に関しては、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 本事業に要する経費の変更（補助金の交付決定額の20%以内の増減による変更の場合を除く。）若しくは本事業の内容の変更をする場合には、補助金変更承認申請書（様式第2号）により、速やかに知事へ報告してその指示を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に影響を及ぼさない細部の変更は除くものとする。
- (2) 本事業を中止し、又は廃止する場合は補助金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 本事業により取得した価格が30万円以上の介護記録機器及び介護ロボットについては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、

知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 本事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、本事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を本事業完了の日（本事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。
- (9) 本事業により取得した介護記録機器及び介護ロボットについては、他の補助金、助成金又は交付金を受けてはならない。
- (10) 前各号により付した条件に違反した場合には、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、事業完了後から1か月を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 補助金の支払いは精算払により交付する。

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金請求書（様式第5号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

（消費税等に係る税額控除の申告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

【別表1】（第2条、第3条、第4条関係）

1 事業区分	補助の対象			5 補助額
	2 要件	3 経費	4 基準額	
介護記録機器	<p>次の1から3までの要件全てを満たすもの。</p> <p>1 目的要件 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行う機能等を持つソフトウェア並びにバックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）用のソフトウェア及び職員の負担軽減効果のあるタブレット端末等のハードウェアであること。</p> <p>2 技術的要件 介護ソフトについては、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービスを提供するものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。なお、上記標準仕様は令和2年3月26日に改定版が発出されているので留意されたい。</p> <p>3 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p>	<p>タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア購入費・リース料、ソフトウェア使用料、ネットワーク機器の購入・設置、保守・サポート費、導入設定費、導入研修費など</p> <p>※上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース経費も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。</p> <p>※タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、例えば介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。</p> <p>※ネットワーク機器の購入・設置は、運用に必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。（ただし、通信費は対象とならない）</p>	100万円	<p>1事業所につき、経費欄に掲げる経費と基準額欄に掲げる基準額とを比較していずれか少ない額の4分の3（一定の要件を満たさない場合は2分の1）以内とする（当該額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）。</p> <p>※一定の要件とは、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence；LIFE（ライフ））にデータを提供している又は提供を予定していること（LIFEへの登録についてはCSV連携の標準仕様を実装した介護ソフトであること）、若しくは、事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること（ここでいう「データ連携」は、既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている場合を想定している）。</p>

1 事業区分	補助の対象			5 補助額
	2 要件	3 経費	4 基準額	
介護ロボット	<p>次の1から3までの要件全てを満たすもの。</p> <p>1 目的要件 日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。</p> <p>2 技術的要件 次のいずれかの要件を満たすものであること。 ア ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット イ 経済産業省の行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）</p> <p>3 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>※ 補助限度台数は、施設・居住系サービスは利用定員数を10で除した数とし、在宅系サービスは利用定員数又は前年度の1月当たりの平均利用者数を20で除した数とする（小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り上げるものとする。）。</p>	<p>○介護ロボット機器導入経費 機器購入費・リース料、ソフトウェア使用料、保守・サポート費、導入設定費、導入研修費など</p> <p>○見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、サーバー、ネットワーク構築など） ・介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステムに連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等） <p>※上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース経費も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。</p> <p>※ 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</p>	<p>移乗支援・入浴支援機器については、1台につき120万円</p> <p>その他の機器については、1台につき40万円</p>	<p>介護ロボット1台につき、経費欄に掲げる経費と基準額欄に掲げる基準額とを比較していずれか少ない額の4分の3（一定の要件を満たさない場合は2分の1）以内とする（当該額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）。</p> <p>※一定の要件とは、少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること、かつ、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資することを予定していること。</p> <p>※見守り機器の導入に伴う経費は、1事業所につき、750万円を補助限度額とする。</p>

【別表 2】（第 3 条関係）

本補助金の交付の対象となる事業者は、介護保険法による指定又は許可を受け、石川県内で介護保険施設等を運営する事業者とし、補助対象となる事業所は以下のすべての要件を満たすものとする。

- 1 介護保険法に基づくサービスを提供している事業所であること。
- 2 申請時点で I C T ・ I o T 機器導入に係る検討チームを組織し検討を行い、その検討チームのメンバー 1 名以上が、県が指定する「I C T ・ I o T 導入推進職員養成研修」に参加できること。
- 3 過去に本補助金及び令和元年度 I C T ・ I o T 導入による介護人材定着促進事業費補助金の交付を受けていないこと。
- 4 導入計画の作成及び導入効果の報告を行うとともに、他事業者からの照会等に応じること。

< I C T の導入に関して >

- 1 本事業により I C T を導入した事業所においては、「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）。）による情報収集に協力すること。
 - 2 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省老健局・令和 2 年 3 月発行）や「居宅サービス事業所における I C T 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 1.1」（厚生労働省老健局振興課・平成 28 年度）を参考に、I C T を活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。
- ※ 予算額を上回る申請があった場合には、申請書類を確認の上、予算の範囲内で交付先を選定する。